

東浦町水防計画

東浦町防災会議

(令和8年3月修正)

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 水防の責任等	1
第3節 安全確保	1
第2章 水防組織	2
第1節 水防本部の組織	2
第2節 災害対策本部との関係	3
第3節 水防管理団体	3
第3章 水防施設	4
第1節 水防資器材等	4
第2節 無線通信	4
第4章 非常配備	5
第1節 町の非常配備	5
第2節 消防団の非常配備	5
第5章 重要水防箇所	6
第1節 重要水防箇所	6
第2節 重要工作物	7
第6章 水防に関連する予報・警報	8
第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準	8
第2節 水防に関連する予報・警報の伝達	20
第7章 水防警報等	23
第1節 水防警報	23
第2節 洪水予報	25
第8章 水防活動	29
第1節 水位・潮位情報の収集と雨量の観測	29
第2節 監視及び警戒とその措置	29
第3節 消防団等の出動	30
第4節 水門・ため池等の操作	31
第5節 水防作業	31
第6節 通信連絡	32
第7節 避難	32
第8節 水防信号及び水防標識	32
第9節 決壊等の通報並びに決壊後の処理	33
第10節 水防解除	33
第9章 他の水防機関との協力応援	34
第1節 応援及び応援等の相互協定	34
第10章 水防訓練等	35

第 1 節	水防訓練	35
第 2 節	費用負担と公用負担	35
第 3 節	水防報告と水防記録	36

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに愛知県水防計画の定めるところにより、町内各河川、ため池、海岸の洪水又は高潮による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、水防に関し、必要な事項及び具体的な実施要領を定め、水防活動に万全を期すことを目的とする。

第2節 水防の責任等

1 水防管理団体（水防管理者）の責任又は権限

水防管理団体の責任は、その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任（法第5条の水防団等の所轄にかかる事項を含む）を有し、その団体の管理者は町長とする。

2 指定水防管理団体の責任

指定水防管理団体は1に加え次の事項の責任を有する。

- (1) 消防機関が水防を十分行えない場合の水防団の設置
- (2) 水防計画の策定・要旨の公表・知事への届出
- (3) 水防活動従事者の安全への配慮
- (4) 毎年の水防訓練

3 ため池管理者の責任

ため池管理者の責任は、常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで、水防に協力しなければならない。

4 一般住民の義務

常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで、水防に協力しなければならない。

第3節 安全確保

1 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて、‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波で襲来まで時間がかかる場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能な場合がある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団自身の避難以外の行動がとれないことが多い。

したがって、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保した上で、避難活動や水防活動を実施しなければならない。

2 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防活動の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

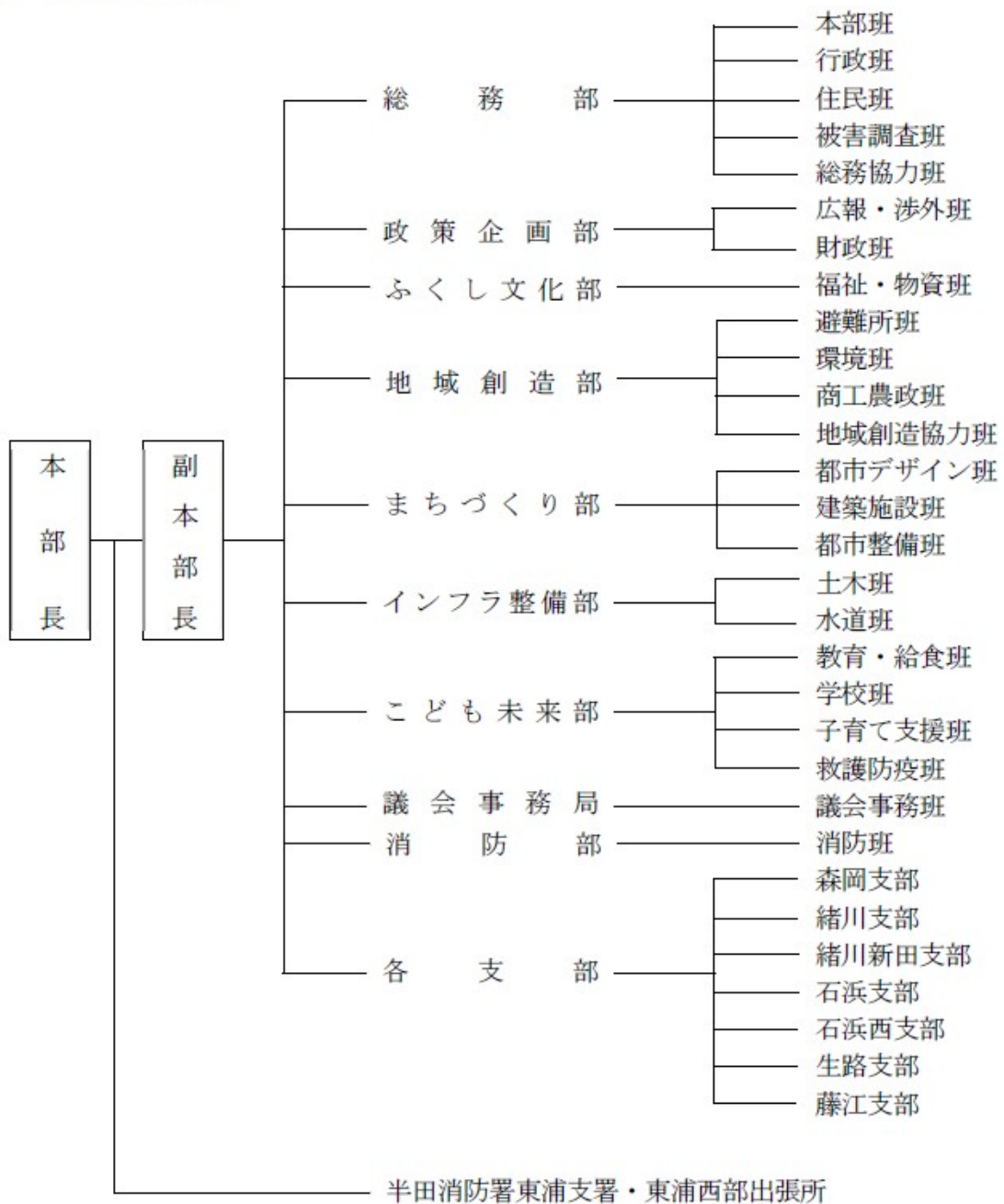
第2章 水防組織

第1節 水防本部の組織

1 水防本部の設置

洪水又は高潮による水害が予想される場合は、それらの危険が解消されるまでの間、庁舎内に水防本部を設置し、災害対策本部の組織による任務分担に準じて業務を処理する。

〔災害対策本部組織表〕



2 東浦町水防本部の所掌事務

水防本部各班の所掌事務は、「東浦町地域防災計画」に定めるところによる。

水防本部に属する者は、責任の重要性を認識し、常に気象、水位の状況等に注意して水防事務の完全な遂行に努めなければならない。

第2節 災害対策本部との関係

水防本部長は災害の情勢に応じ、水防本部組織を災害対策本部組織に切り替え、有機的活用を図るものとする

第3節 水防管理団体

1 水防管理団体

水防管理団体は、水防法の定めるところにより、区域内の水災を警戒及び防御し、これによる被害を軽減するため、消防団を組織しておくものとする。

◆附属資料1「東浦町消防団の組織」

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係があるとして、水防法第4条により県知事が指定した水防管理団体であり、指定水防管理団体は第1章第2節1、2に規定された事務を行うものとする。

管轄区域	水防区域				
	堤防延長				水こう門 (箇所)
	河川 (m)	海岸 (m)	ため池 (m)	計 (m)	
東浦町の全域	47,600	5,000	3,752	56,852	21

第3章 水防施設

第1節 水防資器材等

町は、水防活動に必要な水防資器材を整備し、水防倉庫の整備及び点検に努めるものとする。

◆附属資料2「水防資材」

◆附属資料3「水防器材」

第2節 無線通信

町は、迅速な通信連絡を図り、かつ、停電、電話不通等に備えるため、非常用電源を併設する無線通信施設及び水防用無線機の整備に努めるものとする。

◆附属資料4「無線通信施設」

第4章 非常配備

第1節 町の非常配備

町は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって迅速、かつ強
力に推進できるよう「東浦町地域防災計画」に基づく非常配備の体制を整える。

1 非常配備の基準

水防管理者は、「東浦町地域防災計画」に定めるところにより非常配備を指令する。ま
た、解除についても同様である。なお、水防管理者は、必要があると認めるときは、部
局又は組織を指定し、当該非常配備を指令することがある。

2 非常配備員の留意事項

- (1) 非常配備員は、全力をあげて分担事務の遂行に努めなければならない。
- (2) 非常配備の要員は、常に気象状態等に注意し、直ちに非常配備に即応した配備につ
くことができるよう留意しなければならない。
- (3) 非常配備の要員は、非常配備体制中は、自らの配備時期を確認するとともに、不急
の外出を避け、待機しなければならない。

第2節 消防団の非常配備

消防団の非常配備体制は、次のとおりとし、準備、又は出動の各体制につく時期は、第
8章「水防活動」によるものとする。

準備	水防資器材の整備、点検、水門等の開閉準備と幹部が出動する体制
出動	消防団員が出動して水防活動を行う体制

第5章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所

町内の河川、海岸、ため池等で、水防上注意を要する箇所を重要水防箇所とし、常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立しなければならない。

また、河川、海岸又はため池の管理者は、予想される危険の防止、軽減等当該施設の保全に努めなければならない。

◆附属資料5「河川」

◆附属資料6「ため池」

[評定基準（県及び町管理区間）]

区分番号	種別	重 要 性			選定理由
		A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	
1	堤防高・河川	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5以下の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには最も危険な箇所、または高潮区間の堤防にあっては計画高潮位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5～1/2の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには危険な箇所、または高潮区間の堤防にあっては、現況の堤防高が計画高潮位を上回るものの、計画堤防高に満たない箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/2以上であり計画堤防余裕高より低い箇所。	・堤防高不足
2	堤防断面	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して特に断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅（天端幅）が狭い箇所。（堤防断面積あるいは堤防の上端幅（天端幅）が計画の1/2以下の区間）。パラペットが設置されており、その高さが30cm以上の箇所。	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅（天端幅）が狭い箇所。（堤防断面積あるいは堤防の上端幅（天端幅）が計画の2/3以下の区間）。パラペットが設置されており、その高さが30cm未満の箇所。		・堤防断面不足 ・堤防の上端幅（天端幅）不足 ・パラペット
3	堤防強度	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱で法面が急勾配である箇所。法面の急勾配等により、法面崩壊、すべり、沈下等の実績がある箇所。水衝箇所の新堤で、完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱である箇所。土質等により、法面崩壊、すべり、沈下等が予想される箇所。新堤で、完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。		・堤体土質軟弱 ・基礎地盤軟弱 ・法面不良 ・水衝部の新堤防 ・新堤防
4	深掘れ（洗掘）	堤防と接近している河岸が深掘れ（洗掘）されているところで、堤脚護岸の根固めが現在洗われており危険が予想される箇所。又、橋台取付部やその他の工作物の突出による堤体の深掘れ（洗掘）についても考慮する。なお波浪による河岸決壊により危険に瀕した実績あるものを含む。	低水路の河岸が深掘れ（洗掘）されているか河床の深掘れ（洗掘）の著しい箇所等堤脚護岸の根固め水制等が一部破損しており危険の生ずることが予想される箇所。		・河岸深掘れ（洗掘） ・河床深掘れ（洗掘） ・河岸波浪

第2節 重要工作物

水防上重要な工作物は、次のとおりである。町は、水防上重要な水門の規模及び能力等並びに堤内民地の状況を熟知するとともに緊急時に対処できる応急対策を確立しなければならない。

工作物の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めなければならない。特に、水防時においては適正な操作を行い、水害の軽減防止に努めるとともに操作状況を必要に応じ水防管理者に報告するものとする。

- ◆附属資料7「水門」
- ◆附属資料8「排水機場」
- ◆附属資料9「ポンプ場」

第6章 水防に関連する予報・警報

第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準

1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等（名古屋地方気象台発表）

水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が発生するおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が発生するおそれのあるとき、「特別警報」は重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（警報の危険度分布）」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。

なお、特別警報・警報・注意報は市町村ごとに発表されるが、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「愛知県西部・東部」あるいは「尾張西部・尾張東部・知多地域・西三河北西部・西三河北東部・西三河南部・東三河北部・東三河南部」の名称が用いられる場合がある。

(1) 大雨注意報

大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(2) 高潮注意報

台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等が避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。なお、夜間から翌日早朝までに高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル4に相当する。

(3) 洪水注意報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

(4) 大雨警報

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は高齢者等が避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。

(5) 高潮警報

台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

(6) 洪水警報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。

(7) 大雨特別警報

大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。

(8) 高潮特別警報

台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

(9) 気象情報

ア 「全般気象情報(気象庁発表)、東海地方気象情報、愛知県気象情報」

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する愛知県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

イ 「記録的短時間大雨情報」(気象庁発表)

愛知県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所については、「キキクル(危険度分布)」で確認する必要がある。愛知県の雨量による発表基準は、1時間雨量100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。

ウ 「土砂災害警戒情報」(愛知県・名古屋地方気象台共同発表)

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(*)を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

(*) 土砂災害の危険性が認められない17市町村は発表対象外(一宮市、津島市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、知立市)

エ 「竜巻注意情報」(気象庁発表)

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

オ 「早期注意情報（警報級の可能性）」

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県は東部と西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。大雨、高潮に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(10) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。土壌雨量指数等の2時間先までの予測値を用いて危険度を表示する。常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、非難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル

	2に相当。
--	-------

[大雨・高潮の特別警報発表基準]

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

「過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、台風の中心気圧などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。」

「数十年に一度」の現象に相当する指標は以下の表に記載する。

・大雨特別情報（警戒レベル5相当）の指標

大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数※1の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※4がさらに降り続く予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

大雨特別警報（浸水害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※4がさらに降り続く予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

① 表面雨量指数※2として定める基準値以上となる1km格子が概ね30格子以上まとまって出現。

② 流域雨量指数※3として定める基準値以上となる1km格子が概ね20格子以上まとまって出現。

※1 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数。

※2 表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

※3 流域雨量指数：降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

※4 激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨。

・高潮特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hpa以下または最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する※。

※台風については、指標の中心気圧又は最大風速を保ったまま中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における高潮警報を特別警報として発表する。温帯低気圧については、指標の最大風速と同程度の風速が予想される地域における高潮警報を特別警報として発表する。

[警報・注意報発表基準表]

一次 細分 区域	市町村等 をまとめ た地域	警 報			注 意 報		
		大雨	洪水	高潮	大雨	洪水	高潮
西部	知多 地域	別表 1 の 基準によ る	別表 2 の 基準によ る	別表 5 の 基準によ る	別表 3 の 基準によ る	別表 4 の 基準によ る	別表 6 の 基準によ る

(注)

※1 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表される時は、それまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

※2 地震の被災地等に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、警報、注意報を発表することがある。

(別表 1) 大雨警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量 指数基準
知多地域	半田市	20	157
	常滑市	18	143
	東海市	17	159
	大府市	22	183
	知多市	20	143
	阿久比町	17	149
	東浦町	22	182
	南知多町	21	162
	美浜町	19	160
	武豊町	19	152

(別表 2) 洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※	指定河川洪水 予報による基準
知多地域	半田市	阿久比川流域 = 20.3, 神戸川流域 = 11.3	阿久比川流域 = (12, 19.1), 神戸川流域 = (12, 9.8)	—
	常滑市	稲早川流域 = 7, 矢田川流域 = 14.9, 前山川流域 = 10	矢田川流域 = (11, 9.1), 前山川流域 = (11, 9.1)	—
	東海市	大田川流域 = 13.6	大田川流域 = (8, 12.2)	愛知県天白川系 天白川〔天白川〕

	大府市	五ヶ村川流域 = 9.1, 鞍流瀬川流域 = 12.3, 皆瀬川流域 = 10.2, 石ヶ瀬川流域 = 8	五ヶ村川流域 = (12, 9), 鞍流瀬川流域 = (12, 12.2), 皆瀬川流域 = (12, 9.1), 石ヶ瀬川流域 = (12, 7.2)	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉田〕
	知多市	信濃川流域 = 10	信濃川流域 = (12, 9)	—
	阿久比町	阿久比川流域 = 13.9	阿久比川流域 = (12, 12.5)	—
	東浦町	五ヶ村川流域 = 19.8, 明德寺川流域 = 8.9, 石ヶ瀬川流域 = 18	石ヶ瀬川流域 = (12, 17.8)	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉田〕
	南知多町	内海川流域 = 10.5	内海川流域 = (10, 10.3)	—
	美浜町	稲早川流域 = 9.8	—	—
	武豊町	堀川流域 = 8.8	堀川流域 = (12, 7.9)	—

※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準を表す。

(別表3) 大雨注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
知多地域	半田市	16	98
	常滑市	14	90
	東海市	10	100
	大府市	16	115
	知多市	15	90
	阿久比町	12	93
	東浦町	16	114
	南知多町	13	102
	美浜町	15	100
	武豊町	15	95

(別表4) 洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※	指定河川洪水予報による基準
知多地域	半田市	阿久比川流域 = 16.2, 神戸川流域 = 9	阿久比川流域 = (8, 13.8), 神戸川流域 = (8, 7.5)	—

	常滑市	稲早川流域＝ 5.6, 矢田川流域＝ 11.9, 前山川流域＝8	稲早川流域＝ (11, 4.5), 矢田川流域＝ (7, 8.2), 前山 川流域 ＝(7, 8)	—
	東海市	大田川流域＝ 10.8	大田川流域 ＝(5, 10.8)	愛知県天白川水 系 天白川〔天白川〕
	大府市	五ヶ村川流域＝ 7.2, 鞍流瀬川流域＝ 9.8, 皆瀬川流域＝ 8.1, 石ヶ瀬川流域＝ 6.4	五ヶ村川流域＝ (8, 7.2), 鞍流瀬川流域 ＝(8, 9.8), 皆瀬川流域 ＝(8, 8.1), 石ヶ瀬川流域＝ (8, 6.4) 境川流域＝ (13, 17.4)	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉 田〕
	知多市	信濃川流域＝8	信濃川流域 ＝(7, 8)	—
	阿久比町	阿久比川流域＝ 11.1	阿久比川流域＝ (7, 11.1)	—
	東浦町	五ヶ村川流域＝ 13.9, 明德寺川流域＝ 7.1, 石ヶ瀬川流域＝ 14.4	明德寺川流域＝ (8, 7.1), 石ヶ瀬川流域＝ (12, 11.5)	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉 田〕
	南知多町	内海川流域＝8.4	内海川流域＝ (6, 8.4)	—
	美浜町	稲早川流域＝ 7.8	稲早川流域 ＝(7, 7.8)	—
	武豊町	堀川流域＝7	堀川流域 ＝(7, 6.1)	—

※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準を表す。

(別表5) 高潮警報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位(標高m)	備考
知多地域	半田市	2.0※	
	常滑市	2.5※	
	東海市	2.9※	
	大府市	※	
	知多市	2.9※	
	阿久比町	※	
	東浦町	3.2※	

	南知多町	1.8※	
	美浜町	2.0※	伊勢湾に面した地域
		2.0※	知多湾に面した地域
	武豊町	2.3※	

※愛知県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

(別表6) 高潮注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位 (標高m)	備考	
知多地域	半田市	1.6		
	常滑市	1.6		
	東海市	1.7		
	知多市	1.7		
	東浦町	1.6		
	南知多町	1.5		
	美浜町		1.6	伊勢湾に面した地域
			1.5	知多湾に面した地域
	武豊町	1.6		

別表1～4 大雨及び洪水警報・注意報基準の見方

<p>(1) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準*は、市町村等の域内において単一の値をとる。</p> <p>(2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準*は1 km 四方毎に設定している。別表1及び3において、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示す。</p> <p>(3) 別表2及び4において、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数*30以上」を意味する。</p> <p>(4) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示す。欄が空白の場合は、該当市町村等において主要な河川は存在しないことを表す。</p> <p>(5) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示す。</p> <p>(6) 別表2及び4の、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</p>

<参考>

表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、気象庁から大津波警報等が発表される。

（1）大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分（一部の地震※については約2分）を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

津波警報等の種類と発表される津波の高さ

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所に避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは、津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所に避難する。

				警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 0.2m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	1 m (0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

(注) 1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2 津波特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、「大津波警報」の名称で発表する。「大津波警報」が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味である

イ 津波警報等の留意事項等

(ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

(イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。

(ウ) 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(エ) どのような津波であれ、危険な地域から一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的に発令しない。

(オ) 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	種 類	内 容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)

	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値でなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の警報・注意報	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定される高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の警報・注意報	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

津波の高さは、沖合での観測値に比べ沿岸ではさらに高くなる。

津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次表の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

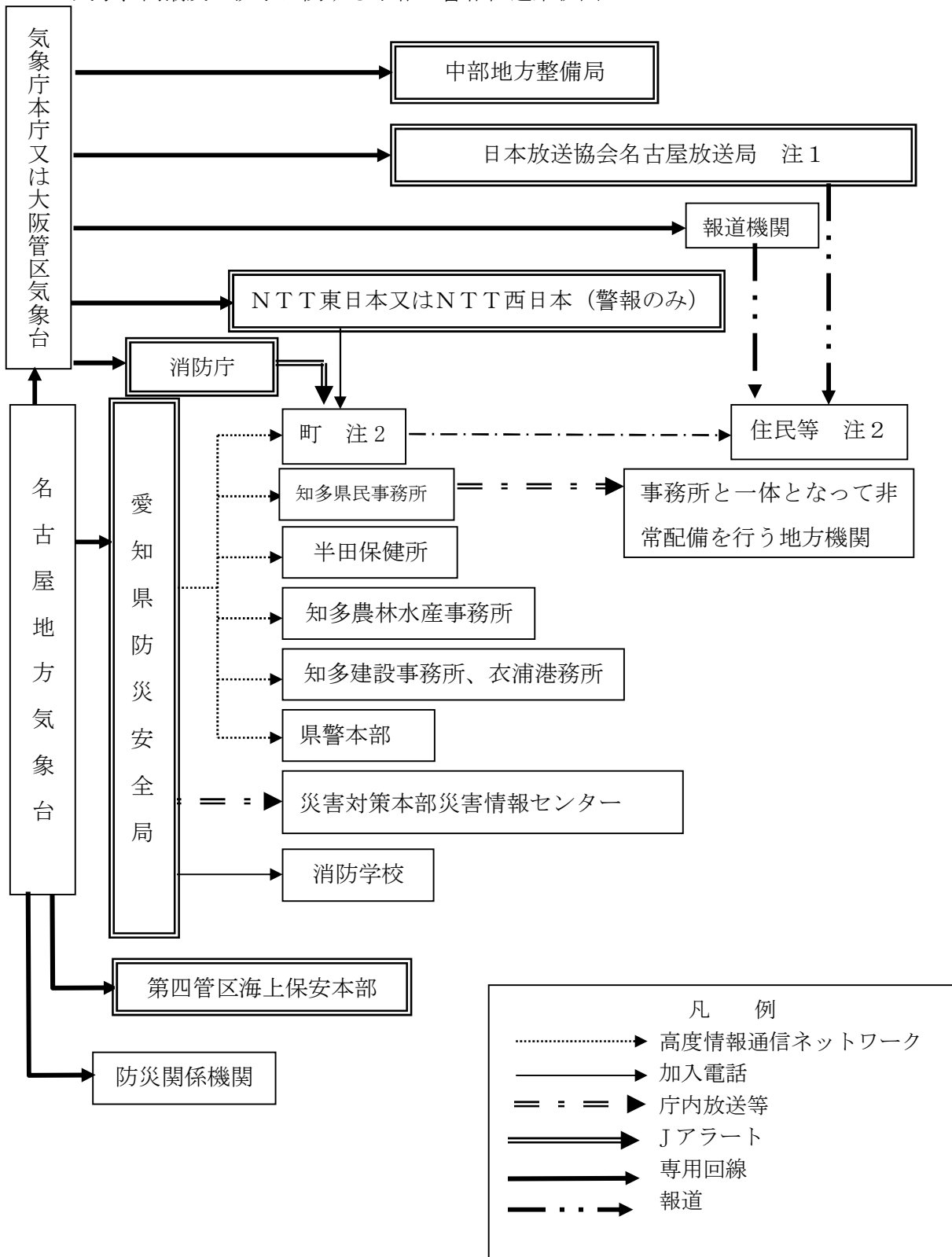
(4) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。その内、東浦町が属する津波予報区は、次の通りである。

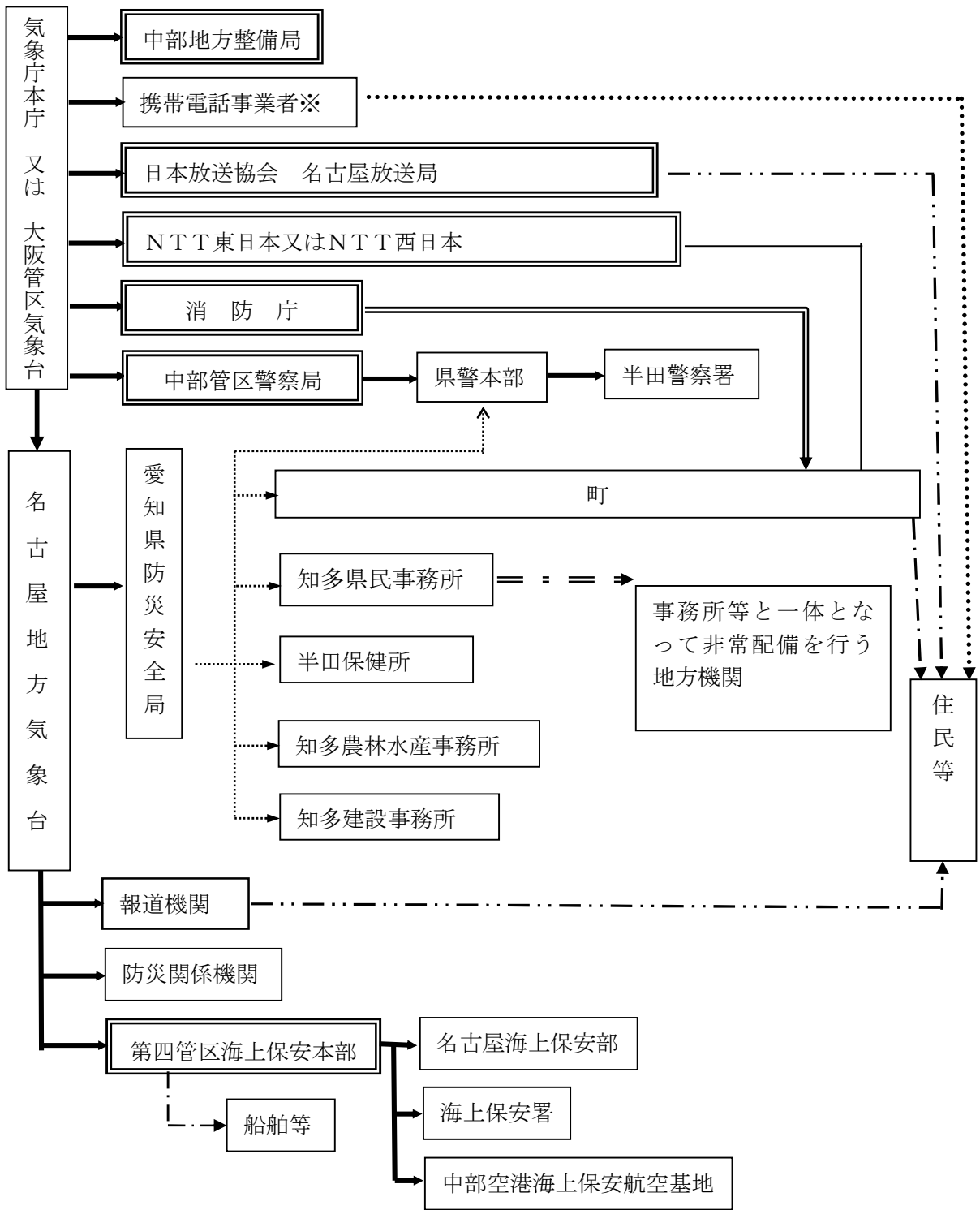
津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
伊勢・三河湾	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く)	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

第2節 水防に関連する予報・警報の伝達

1 気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図



2 津波警報等の伝達系統図



- 凡 例
- ▶ 高度情報通信ネットワーク
 - ▶ 加入電話
 - == : ==▶ 庁内放送等
 - ====▶ Jアラート
 - ▶ 専用回線
 - . . . —▶ 報道
 -▶ 緊急速報メール

注1) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注2) 愛知県から町、町から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知または周知の措置が義務付けられている。

※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

3 措置

- (1) 防災課長は、水防活動に関する予警報等を受領したときは、速やかに当該予警報を、水防管理者、副町長、総務部長に報告するとともに関係課長に対しても所要の伝達を行う。
- (2) 防災課長は、警報及び注意報のうち特に必要と認めるものについては、本庁の玄関に当該警報又は注意報の表示を行うとともに、庁内に所要の連絡を行う。又、必要に応じ、住民へ周知徹底するとともに速やかに所要の措置をとるものとする。
- (3) 各課長は、前項による通知を受けたときは速やかにその内容に応じた措置を講じ、関係先への連絡を行う。
- (4) 注意の必要がないことが明らかになるまで放送等により状況を聴取するよう努めるものとする。

第7章 水防警報等

第1節 水防警報

指定河川、海岸について国土交通大臣又は知事が洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防活動団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。(法第16条第1項)

ただし、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

1 水防警報を行う河川及び海岸

(1) 知事が水防警報を行う河川及び海岸とその区域

ア 降雨等による河川の洪水又は海岸の高潮に関する区域

河川海岸名	区 域	
愛知県沿岸	弥富市地先から	静岡県境まで
境川	井堰川合流点から	海まで
逢妻川	逢妻女川、逢妻男川合流点から	海まで

イ 津波に関する区域

町内における県管理河川のうち、津波河川遡上の可能性があるのは、次のとおりである。

市町村名	河 川 名
東浦町	岡田川、五ヶ村川、石ヶ瀬川、明徳寺川、豆搗川、須賀川、境川

(注) 津波による遡上の可能性があるのみで、直ちに浸水するおそれがあるものではない。今後、被害予測分析等により修正予定。

2 水防警報を発する基準

(1) 知事が水防警報を行う海岸

市町村等をまとめた地域		知多地域
発表区域(市町村名)		東浦町
発表基準(標高m)	準備	1.6
	出動	3.2
発表者		知多建設事務所長

(2) 知事が水防警報を行う河川

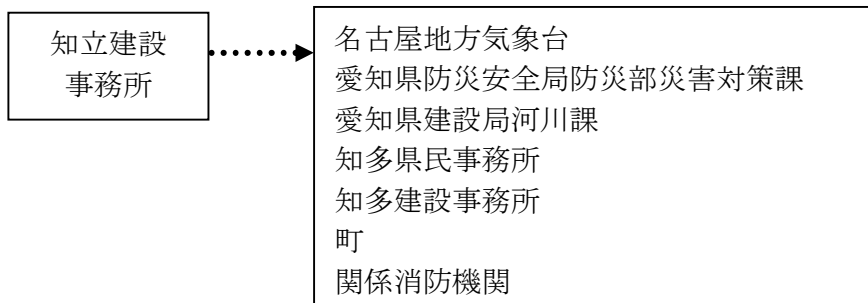
河川名	観測所名	所在地(位置)	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	出動水位	氾濫危険水位	堤防高上:左岸下:右岸	発表者(量水標管理者)
境川	泉田	刈谷市泉田町(左岸河口から7.33km)	T.P. 3.10	T.P. 3.85	T.P. 4.35	T.P. 5.20	T.P. 8.30 8.30	知立建設事務所長
逢妻川	一ツ木逢妻川	刈谷市一ツ木町(左岸河口から8.45km)	T.P. 2.70	T.P. 3.35	T.P. 3.90	T.P. 4.80	T.P. 5.90 5.90	

3 水防警報の段階と内容

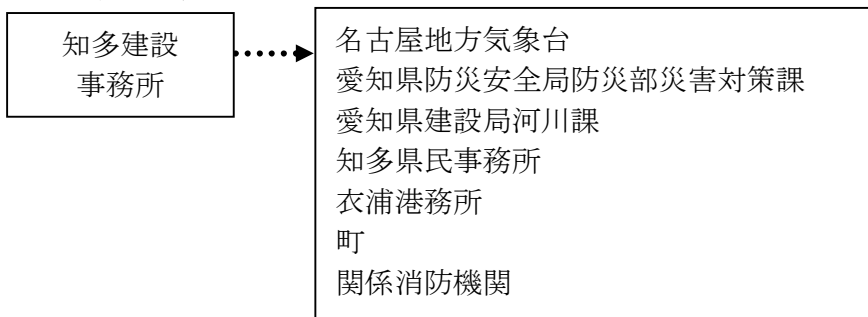
段階	内 容
準備	氾濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの。
出動	出動水位を超過し、消防団員等の出動を通知するもの。
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。
解除	水防活動の終了を通知するもの。

4 伝達系統

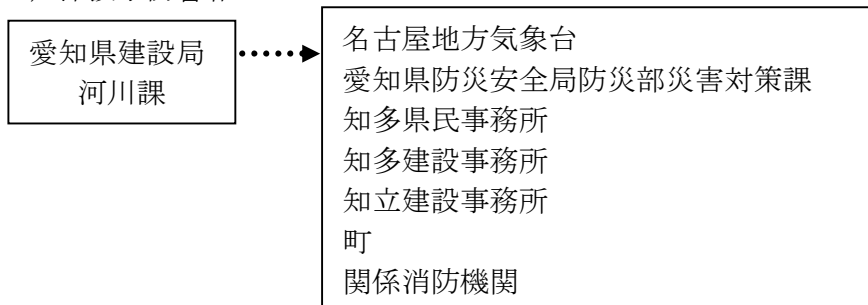
(1) 境川及び逢妻川



(2) 高潮水防警報（愛知県沿岸）



(3) 津波水防警報



5 水防警報発表受報様式

警報は、下記の様式を使用して発表する。

なお、津波水防警報発表受報様式に関して、地震の状況によっては、水防情報を提供する暇もなく津波が来襲する可能性もあるので、関係水防管理団体は、基本的に気象台の地震・津波情報や潮位表をもとに防災体制を講ずる必要がある。

- ◆附属資料 10「河川水防警報知事発表様式」
- ◆附属資料 11「海岸水防警報発表受報様式（準備・出動・情報）」
- ◆附属資料 12「海岸水防警報発表受報様式（解除）」
- ◆附属資料 13「津波水防警報発表受報様式」

第2節 洪水予報

あらかじめ指定した河川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う予報である。（法第10条第2項・第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項）

1 知事が指定した河川及び基準水位

河川名	区域	基準地点	所在地	水防団待機水位 (指定水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m
境川	左右岸 井堰川合流点から海まで	泉田	刈谷市泉田町西中浜 5-2 (河口から 7.33 km)	T.P. 3.10	T.P. 3.85	T.P. 4.65	T.P. 5.20
逢妻川	左右岸 逢妻女川、逢妻男川合流点から海まで	一ツ木逢妻川	刈谷市一ツ木町西田60-1 (河口から 8.45km)	T.P. 2.70	T.P. 3.35	T.P. 4.00	T.P. 4.80

2 洪水予報の種類と基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル5相当情報(洪水)】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当情報(洪水)】	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超過、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超過する状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当情報(洪水)】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・避難判断水位を超過する状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)

「洪水注意報(発表)」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2 相当情報(洪水)】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注1：予報区域に複数の基準観測所がある場合(日光川及び境川・逢妻川)は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表(切替を含む。)を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類及び情報名を選定するものとする。

注2：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

3 知事が指定した海岸と水位情報周知を行う水位観測所における基準水位

海岸名	区 域 (起点～終点)		指定日
三河湾・伊勢湾沿岸	田原市伊良湖町地先	弥富市鍋田町地先	令和3年6月11日

(1) 高潮特別警戒水位

海岸名	観測所名	基準水位(m)	発表者
三河湾・伊勢湾沿岸	天白川河口	TP2.30	河川課長

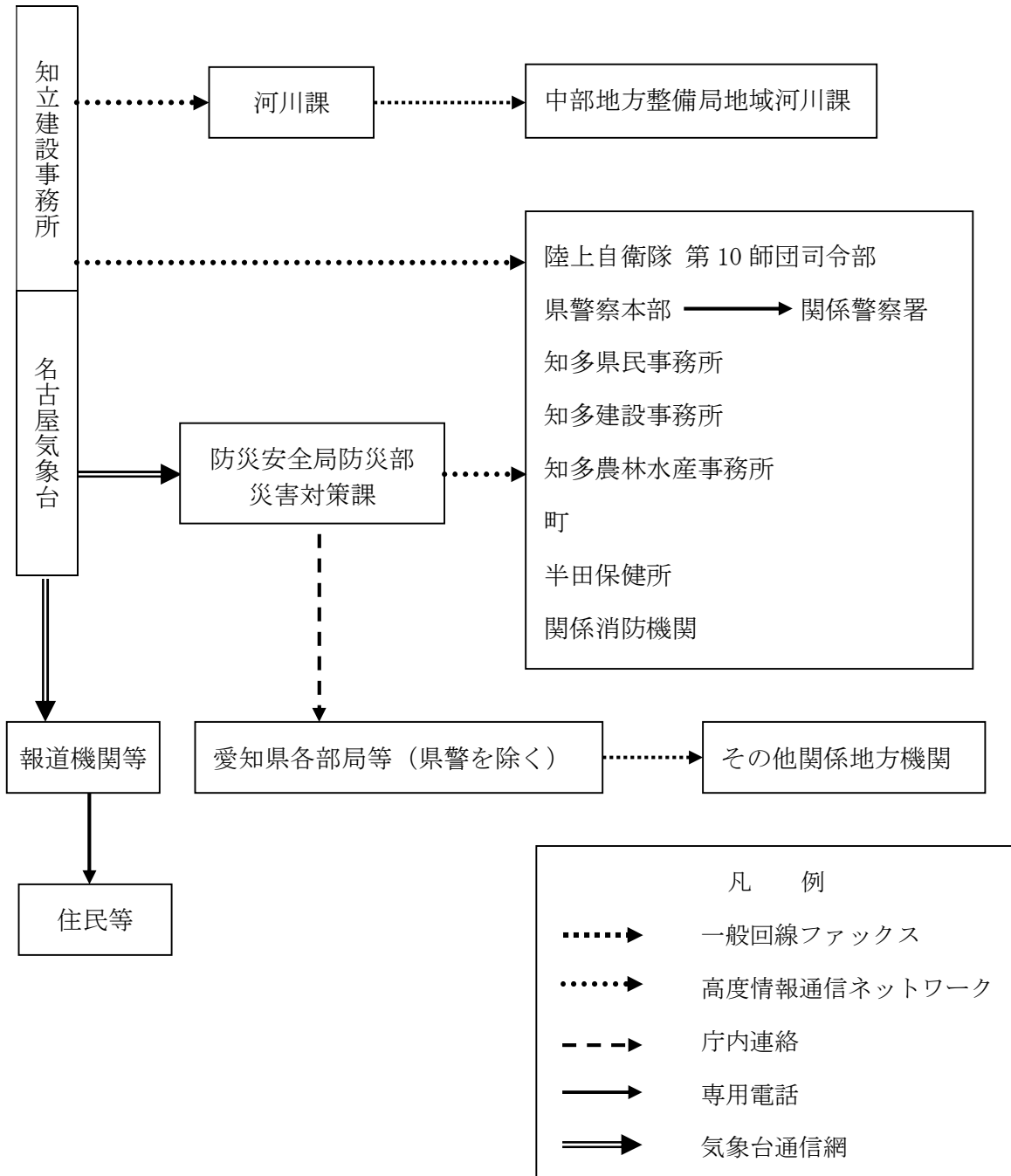
(2) 高潮警戒水位※

海岸名	観測所名	基準水位(m)	発表者
三河湾・伊勢湾沿岸	一色	TP1.90	河川課長

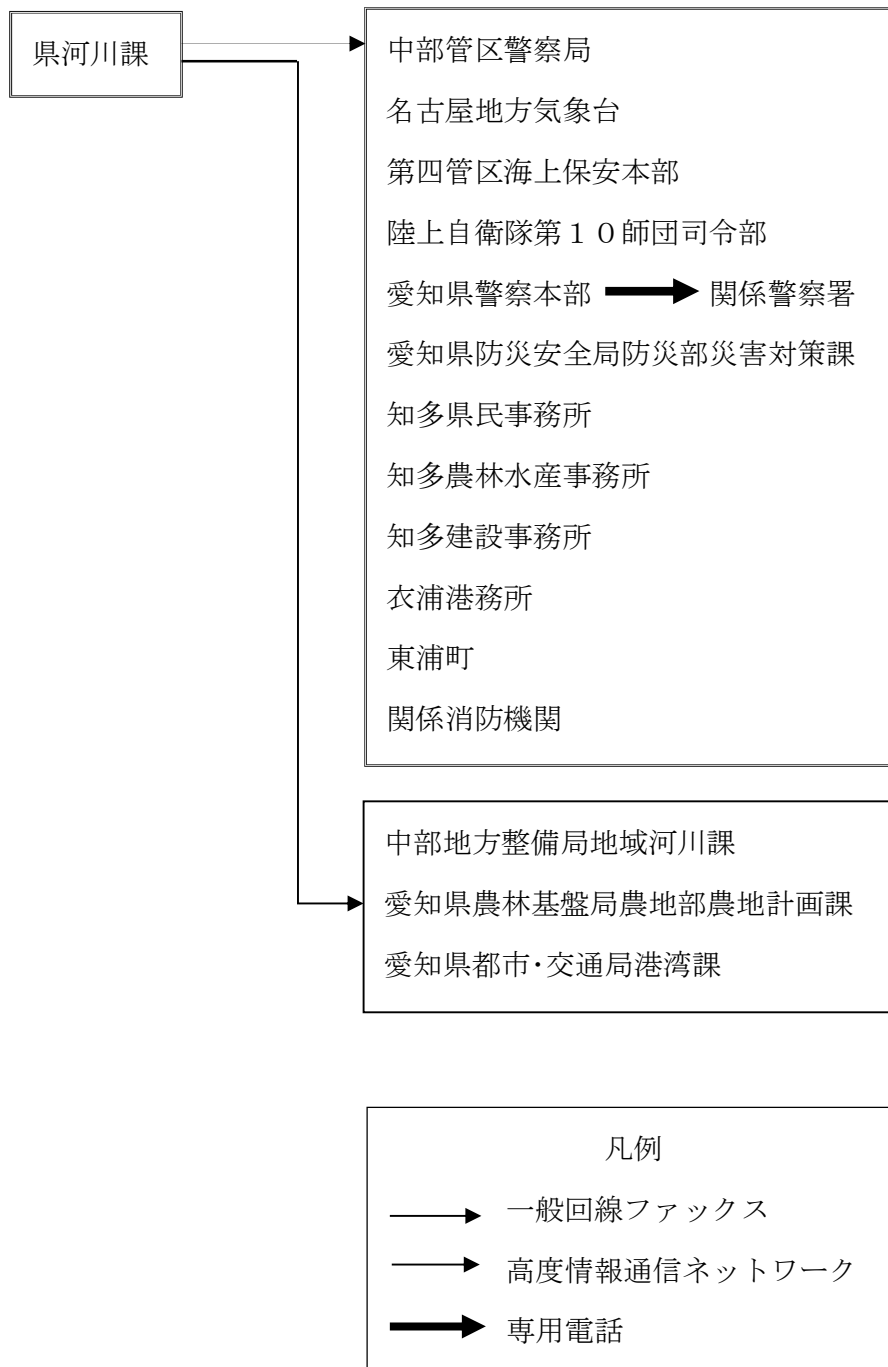
※高潮警戒水位：高潮による災害の発生を警戒すべき水位(参考情報)

4 伝達系統

(1) 境川及び逢妻川



(2) 三河湾・伊勢湾沿岸



- ◆ 附属資料 14 「洪水予報発表文例」
- ◆ 附属資料 15 「水位情報等発表文例」
- ◆ 附属資料 16 「高潮氾濫発生情報発表文例」
- ◆ 附属資料 17 「高潮警戒情報発表文例」
- ◆ 附属資料 18 「高潮氾濫発生情報解除文例」

第8章 水防活動

第1節 水位・潮位情報の収集と雨量の観測

愛知県水防テレメータシステムにより積極的に管内及び近隣の降雨状況、水位・潮位情報の収集に努めるほか、雨量観測所で雨量を観測する。

また、防災安全局、知多建設事務所その他関係機関との緊密な連絡をとり、状況の把握に努めるものとする。

1 雨量の観測

(1) 水防時における本町の雨量観測所は、次のとおりとする。

名 称	設置場所	観測員	通報先
雨量観測所	東浦町役場	防災課職員	水防本部

(2) 雨量観測員の通報業務

- ア 雨に関する気象予警報（雷注意報を除く。）が発表されたとき、又は雨が降り始めてから50ミリメートルに達したときは、その時刻と降り始めの時刻
- イ その後は、毎時ごとの観測
- ウ 雨が止んだときは、その時刻と雨量

第2節 監視及び警戒とその措置

1 平常時の巡視

- (1) 水防管理者は、管轄区域内の河川及び海岸について巡視員を設け、随時それぞれの分担区域内を巡視させ、水防上危険と認められる箇所があるときは河川管理者又は海岸管理者に通知すること。
- (2) 水防管理者は、ため池その他防災上重要な施設についても(1)と同様に巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該ため池管理者及び知多農林水産事務所に連絡するものとする。

2 非常警戒

水防管理者は、非常配備体制が発動されたときから河川、海岸及びため池の監視及び警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として、巡視するものとする。

なお、巡視において特に注意を要する事項は次のとおりである。

- (1) 堤防の亀裂、一部流出（崩壊）又は沈下
- (2) 漏水
- (3) 越水（堤防からの水のあふれ）
- (4) 深掘れ（洗掘）
- (5) 橋りょう等工作物と堤防との取付け部分の異常
- (6) (排・取)水門（樋門）の扉の締まり具合

ため池については(1)から(6)までのほか、更に次の点にも注意するものとする。

- ア 取入口の閉塞状況
- イ 流域の山崩れの状況
- ウ 流入水並びにその浮遊物の状態
- エ 余水吐及び放水路付近の状態

- オ 重ね池の場合のその上部ため池の状態
- カ 樋管の漏水による亀裂及び一部流出（崩壊）
異常を発見した場合はただちに管理者及び知多建設事務所、知多農林水産事務所に連絡するものとするとともに、水防活動を開始する。

第3節 消防団等の出動

水防管理者は、次の基準等により消防団等に対し出動準備（以下「準備」という。）又は出動を指示し、水防活動が迅速かつ適切に実施できるように確保しなければならない。

1 準備及び出動の基準

(1) 準備

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が予想されるとき。
- ウ 水防計画に定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

(2) 出動

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が切迫したとき。
- ウ 水防計画に定める出動水位に達したとき。
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

2 準備及び出動の内容

消防団等は、1の基準により水防管理者から出動準備及び出動の指示があった場合、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。

(1) 準備

- ア 水防資器材の整備点検をすること。
- イ 水門等の開閉準備をすること。
- ウ 重要水防箇所を含む水防上の注意箇所等のパトロールを実施すること。
- エ その他水防上必要な措置をとること。

(2) 出動

- ア 河川、海岸等の監視警戒を行い、漏水、堤防の損傷等異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに水防工法の実施等事態に即応した措置をとること。
- イ 水防作業に必要な資器材を確保すること。
- ウ 水防作業を行う者に対し、必要な技術的指導を行うこと。
- エ その他必要な措置をとること。

第4節 水門・ため池等の操作

水門、排水機場又はため池等の管理者及び操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、操作規則を定める水こう門の管理者にあっては当該規則に定めた方法で、定めていない管理者にあっては河川等に危険を及ぼさない方法で、門扉等の開閉、排水機の稼動又は停止の操作を適切に行う。

管理者は、毎年出水期（6月1日から10月31日まで）に先立ち、門扉の操作等について支障ないよう点検整備を行わなければならない。

- ◆附属資料 19「樋門、水門、防潮扉及び角落しの管理要領」
- ◆附属資料 20「樋門等の操作委託契約書」
- ◆附属資料 21「樋門等の操作規程」
- ◆附属資料 22「津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程」

第5節 水防作業

1 水防工法

堤防の組成材料、流速、堤防斜面（法面）、護岸の状態、使用材料がその付近で得やすいか否か等を考慮して工法を選定する。

堤防等の異常状態に対応する工法はおおむね次表のとおりである。

原因	工 法	施工箇所	効 果	工法の概要
深掘れ （洗掘）	木流し工	・水の流れが急となっている箇所 ・流水が激しく堤防をたたき、深掘れ（洗掘）し始めている箇所	流水を緩やかにし、川側（川表）が崩れるのを防ぐ。川側（川表）の淀欠けを防ぐ（緩流部）。	樹木に重り土のうを付けて流し局部を被覆する。
越水 （堤防からの水があふれ）	積土のう工	・堤防が沈下した箇所 ・増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうを数段積み上げる。
決壊防止	杭打ち積み土のう工	・堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた、又は崩れそうな箇所	居住側斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防斜面（法）崩れの下部に杭を打ち、土のうを積む。

2 水防活動中の心得

- (1) 命令なくして部所を離れたり勝手な行動をとらないこと。
- (2) 作業中は私語を慎み終始敢闘精神を以てこれにあたること。
- (3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「堤防から水があふれた（越水）」とか「堤防の決壊（破堤）」等の想像による言動をしないこと。
- (4) 命令および情報の伝達は、とくに迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防団員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。
- (5) 滞水時間にもよるが、堤防に異常の起こる時期は、だいたい最大水位の前後である。しかし、堤防斜面（法）崩れ、陥没等は、減水時に生じる場合が多く、最大水位から4分の3程度に減水したときが最も危険である。したがって、洪水が最盛期を過ぎても、洪水が完全に流下するまでは警戒を解いてはならない。

第6節 通信連絡

1 通信連絡

水防時における通信連絡系統は、「東浦町地域防災計画」に定めるところによる。

2 受領及び伝達要領

消防団から町水防本部へ、町水防本部から知多県民事務所、知多建設事務所及び半田警察署に対する報告事項は、次による。

- (1) 水位、雨量及び潮位の観測情報
- (2) 消防団出動、召集完了及び人員報告
- (3) 巡視警戒、配置完了
- (4) 堤防、水こう門等の決壊等事故発生状況
- (5) 冠水のおそれの大きい場所及び被害が予想されるため池、がけ崩れ等の状況
- (6) 水防作業開始
- (7) 災害状況
- (8) 水防警戒の開始及び解除

第7節 避難

避難は、「東浦町地域防災計画」に定めるところによる。

第8節 水防信号及び水防標識

水防信号及び水防標識は、「水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則第34号）」に定めるところによる。

1 水防信号

(1) 出動信号

消防団等に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

(2) 避難信号

必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

◆附属資料 23 「水防信号」

2 水防標識

(1) 緊急自動車優先通行標識

水防のため出動する水防用緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）は優先通行を確保するため、第1図（附属資料16参照）の標識を用いるものとする。

(2) 水防警報発令標識

水防警報発令の標識は、第2図、第3図（附属資料16参照）の標識を用いるものとする。

この標識は、公衆の見やすい所に掲げるものとする。

◆附属資料 24 「水防警報発令標識」

第9節 決壊等の通報並びに決壊後の処理

1 決壊の通報

水防管理者又は消防団長は、堤防その他の施設が決壊して氾濫~~＝~~又は、氾濫のおそれがあるときは、直ちにその旨を知多建設事務所、知多県民事務所、知多農林水産事務所、半田保健所、半田警察署、決壊した施設の管理者、氾濫する方向の水防管理者に通報しなければならない。また、人的・住家被害が発生した場合、水防管理者は、被害状況をとりまとめ、原則的に愛知県防災情報システムに入力し県に報告する。

2 決壊箇所の処置

- (1) 決壊箇所については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (2) 水防団等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はその損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

第10節 水防解除

水防管理者は、消防団等に対して水防の解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに、知多建設事務所等関係機関に対して報告するものとする。

第9章 他の水防機関との協力応援

第1節 応援及び応援等の相互協定

1 水防関係機関との相互協力

知多建設事務所、半田警察署その他関係機関と常に密接な連絡をとり、水防上の水位情報、警報等につき刻々通報を受け、越水破堤のおそれがあるときは、その情報を通報し、協力を求めるものとする。

2 隣接地水防管理団体との協力

隣接地水防管理団体から応援要請があった場合は、自らの水防に支障のない限り応援するものとする。

3 居住者の義務等

消防団長等は水防活動上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の立入りを禁止し、制限し若しくは退去を命ずることができる。

水防管理者、消防団長等は水防上やむを得ない必要があるときはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させるものとする。

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫しているとき認められるときは、その区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示することができる。

4 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

5 自衛隊の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、「東浦町地域防災計画」に定めるところにより知事に自衛隊の派遣を要請するよう求める。

第10章 水防訓練等

第1節 水防訓練

1 町の水防訓練

町の水防に関する訓練は、水防工法、避難立退き、通信連絡及び応急救護等を関係機関の協力を得て実施する総合訓練と水防工法、通信連絡を中心とした地区訓練の2種とする。

2 水防訓練実施要領

水防訓練は、次の項目について行うものとし、非常時にとるべき行動を手順通り実践することにより実地に役立つものとする。また、住民の積極的な参加を得るよう努め、水防への関心を高める。

- (1) 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- (2) 通報（電話、無線、伝達）
- (3) 動員（消防団、居住者の応援）
- (4) 輸送（資材、器材、人員）
- (5) 工法（各水防工法）
- (6) 樋門、角落としの操作
- (7) 避難（避難指示の放送・伝達、居住者の避難）

3 水防訓練の実施時期

水防訓練の実施時期は、**4月から8月まで**の間とし、必ず1回以上実施するものとする。

第2節 費用負担と公用負担

1 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との間の協議によって決める。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため必要あるときは、水防管理者又は消防団長は、次の権限を行使することができる。また、水防管理者等から委任を受けた者は、次のアからエ(イにおける収用を除く)の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
- ウ 車両、その他の運搬用機器の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者で、水防管理者、消防団長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、「公用負担権限証明書」を携行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

また、公用負担の権限を行使したときは、「公用負担証」を2通作成して、その1通

を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

◆附属資料 25 「公用負担権限証明書」

◆附属資料 26 「公用負担証」

3 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償する。(法第 28 条第 3 項)

第 3 節 水防報告と水防記録

水防管理者は、県水防本部からの指示があった場合、水防が終結したときから 3 日以内に次の事項を取りまとめて、所定の様式により知多建設事務所長に報告する。

- (1) 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- (2) 消防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
- (3) 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- (4) 堤防、水門等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果
- (5) 使用資器材の種類及び数量
- (6) 水防法第 28 条による公用負担の内容
- (7) 応援の状況
- (8) 避難指示及び立退きの指示の発令日時、発令区域
- (9) 水防関係者の死傷
- (10) 水防功労者及び功績
- (11) 水防管理者の所見
- (12) その他事項

◆附属資料 27 「水防報告書（水防管理団体）」